# 令和４年度福島県 2050 年カーボンニュートラルロードマップ普及啓発推進事業支援業務　公募型プロポーザル募集要領

福島県（以下「県」という。）が実施する「令和４年度福島県 2050 年カーボンニュートラルロードマップ普及啓発推進事業支援業務」（以下「本業務」という。）の受託候補者の選定にあたり、この募集要領に基づき公募型プロポーザルを実施する。

## １　対象業務の概要

（１）件名及び数量

「令和４年度福島県 2050 年カーボンニュートラルロードマップ普及啓発推進事業支援業務」一式

（２）業務の仕様等

別紙業務仕様書（案）のとおり

（３）履行期間

契約の日から令和５年１月３１日（火）まで

（４）予算限度額

１２，４７０千円以内（消費税及び地方消費税含む）

## ２　公募型プロポーザル担当課（書類の提出先及び問い合わせ先）

福島県生活環境部環境共生課

所在地 〒９６０－８６７０ 福島県福島市杉妻町２－１６

電話番号 ０２４－５２１－７８１３

ＦＡＸ ０２４－５２１－７９２７

電子メールアドレス ontai@pref.fukushima.lg.jp

## ３　公募型プロポーザル参加者の資格要件

公募型プロポーザルに参加する者（以下「参加者」という。）は、次に掲げる参加者の資格要件（以下「資格要件」という。）全てを満たす者とする。

（１）本業務の実施について県の要求に応じて即座に来庁し、対応できる体制を整えていること。なお、本業務においては、企業連合（本業務を共同連帯して受託するため、２以上の法人を構成員として結成された共同企業体をいう）は認めない。

（２）地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４（一般競争入札参加者の資格）の規定に該当しない者であること。

（３）民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づき再生手続開始の申し立てをしている者若しくは再生手続き開始の申し立てがされている者(同法第３３条第１項に規定する再生手続き開始の決定を受けた者を除く。)又は会社更生法(平成１４年法律第１５４号)に基づき更正手続き開始の申し立てをしている者若しくは更正手続き開始の申し立てがされている者(同法第４１条第１項に規定する更正手続き開始の決定を受けた者を除く。)、金融機関から取引の停止を受けている者その他の経営状態が著しく不健全と認められる者でないこと。

（4）以下に該当する者が役員でないこと。
　ア 法律行為を行う能力を有しない者
　イ 破産者で復権を得ない者
　ウ 禁固以上の刑に処され、その執行を終わり又は執行を受けることがなくなった日から２年を経過しない者。
（5）法人等又はその役員（法人でない団体で代表者等の定めがあるものの代表者等を含む。以下「役員等」という。）が次に掲げる事項に該当しないこと。
　ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（以下「暴対法」という。）第２条第２号に規定する団体をいう。）
　イ 役員等に暴力団員等（暴対法第２条第６号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者をいう。以下同じ。）が就任していること。
　ウ 暴力団員等が法人等の事業活動を支配していること。
　エ 暴力団の威力を法人等の活動に利用していること。
　オ 暴力団又は暴力団員等が法人等の経営又は運営に実質的に関与していること。
　カ 役員等が、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与している団体等に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与する等積極的に暴力団の維持管理に協力し、又は関与していること。
　キ 法人等が暴力団員等を雇用していること。
　ク 役員等が暴力団員等と密接な交際をするなど、社会的に非難されるべき関係を有していること。
（6）政治団体（政治資金規正法（昭和２３年法律第１９４号）第３条の規定によるもの）及び宗教団体（宗教法人法（昭和２６年法律第１２６号）第２条の規定によるもの）でない者。
（7）募集要領を公示した日から契約締結日までの期間において、県における入札参加資格制限措置要綱の規定に基づく入札参加制限中の者でないこと。
（8）公募型プロポーザル実施日前３年間、法人の事業等において刑法等の重大な法令に違反して処罰等を受けていないこと。
（9）県税を滞納している者でないこと。
（10）消費税または地方消費税を滞納している者でないこと。

## ４　公募型プロポーザルに係るスケジュール

令和４年６月 22 日（水）　公募開始（ＨＰ掲載）
令和４年６月 27 日（月）　午後５時まで 質問書提出締め切り
令和４年６月 29 日（水）（予定）　質問書回答
令和４年７月　１日（金）午後５時まで 参加申込書提出締め切り
令和４年７月　８日（金）午後５時まで 企画提案書提出締め切り
令和４年７月 12 日（火）（予定）審査会開催
令和４年７月 13 日（水）（予定）審査結果通知
令和４年７月 20 日（水）（予定）候補者打ち合わせ

令和４年７月 22 日（金）（予定）契約締結

## ５ 公募型プロポーザルに関する手続き

（１）質問等の受付

本公募型プロポーザルに関して質問がある場合は、下記により受け付ける。

①受付期間 令和４年６月 27 日（月）午後５時まで

②受付方法 「質問書（様式１）」をＰＤＦで添付し、電子メールにより提出すること。なお、送付後は電話にて着信確認をすること。

提出先：ontai@pref.fukushima.lg.jp

③回答方法 受け付けた質問は、質問事項と回答を併せて福島県ホームページに掲載することとし、質問者への個別回答は行わないこととする。質問者については開示しないこととする。

なお、質問書の提出がない場合について、その旨の掲載は行わない。

④回答期日 令和４年６月 29 日（水）（予定）までに随時回答する。

（２）公募型プロポーザルへの参加申込

本業務へ参加する場合は、下記により参加申込書を提出すること。

①提出期限 令和４年７月１日（金）午後５時まで

②提出方法「参加申込書（様式２）」をＰＤＦで添付し、電子メールにより提出すること。なお、送付後は電話にて着信確認をすること。

提出先：ontai@pref.fukushima.lg.jp

③その 他 参加申込書の提出がない者の企画提案は受け付けない。

（３）企画提案書等の提出

ア 提出書類

① 企画提案書・・・・・・・(様式任意)

② 実施体制説明書・・・・・(様式任意)

③ 委託費内訳書・・・・・・(様式任意)

④ 法人の概要がわかる説明資料（パンフレット等)

⑤ 本業務と類似の業務実績がわかる書類

⑥ 法人定款

⑦ 過去３年間の事業報告、及び決算資料

⑧ 登記事項証明書

※ 参加者が法人でない場合（個人事業主等）は、同様の内容がわかる書類等を提出すること。

イ 提出期限 令和４年７月８日（金）午後５時必着

ウ 提出方法

応募に必要な書類、正本１部を提出すること。なお、上記ア①から⑤の書類は別に７部提出すること。

郵送の際には、封筒表面に「令和４年度福島県 2050 年カーボンニュートラルロードマップ普及啓発推進事業支援業務企画提案書類」と赤字で明記すること。また、郵送時

には簡易書留を利用するなど、書類の送付記録が残る方法で提出すること。

（４）企画提案書の内容

企画提案書には、仕様書に基づき、次の事項を記載すること。

ア 業務目的達成に向けた基本的な考え方、取組方針

イ 研修会資料のイメージレイアウト例

ウ 広報活動に係るコンセプト、ターゲット、どのような広がりを想定しているか

エ 広報活動の独自提案

オ 事業実施スケジュール

（５）留意事項

企画提案は提出者１者につき１提案のみ受け付けるものとする。

（６）企画提案が失格となる場合

次のいずれかに該当する企画提案は、これを失格にする。

ア 資格要件を満たさない者による提案

イ 誤字、脱字等により必要事項が確認できない提案

ウ 公募型プロポーザルに関する条件に違反した提案

エ 虚偽の内容が記載されている提案

オ プロポーザル審査委員会の委員又は関係者に企画提案に対する援助を直接的又は間接的に求めた者が提出した提案

## ６ 委託候補者の決定

（１）公募型プロポーザルの審査は、別途設置する「令和４年度福島県 2050 年カーボンニュートラルロードマップ普及啓発推進事業支援業務審査委員会」(以下「審査会」という。)が行うものとする。

（２）審査会は、企画提案書に基づく審査会を実施の上、これを総合的に評価し、委託候補者（随意契約の予定者）及び次点者を選定する。

【審査基準及び配点】

| 審査項目 | | 配点 | 評価基準 |
|---|---|---|---|
| ① 業務に当たっての基本的な取組方針 | | １５点 | 業務目的及び内容を十分に理解した取組方針になっているか。<br>本県の特長を活かした提案内容になっているか。 |
| ② 業務の取組内容 | （１）<br>研修会資料の作成 | １５点 | 福島県 2050 年カーボンニュートラルロードマップを理解した資料となるか。<br>見やすく分かりやすいものになるよう適切な工夫がされたものか。 |
| | （２）<br>広報活動 | ３５点 | 広報活動に係るコンセプト、ターゲット、想定している広がりは適切か。<br>要件を指定した広報活動は目的に合った適切なものか。<br>要件を指定していない広報活動は、ターゲットを明確にした効果的なものか。 |

| | | | |
|---|---|---|---|
| | | | 要件を指定した広報活動と、要件を指定していない広報活動は、相互に補完するものとなっており、県民に広く浸透するものか。 |
| ③ 業務の実施体制 | | １５点 | 適切にスタッフが配置されるなど、十分な運営体制になっているか。<br>無理のない業務スケジュールになっているか。 |
| ④ 事業実績 | | １０点 | 自治体における類似業務について、十分な実績を有しているか。 |
| ⑤ 事業費の妥当性 | | １０点 | 経費が提案内容に沿って適切に計上され、最大の効果が見込める内容になっているか。 |

（3）審査の結果は、参加者全員に通知する。選定されなかった者は、その通知が到達した日から起算して７日（土曜日及び日曜日を除く）以内に、書面により選定されなかった理由についての説明を求めることができる。

## 7 契約の締結について

（1）契約締結の手続きについて

ア 県は福島県財務規則（昭和３９年福島県規則第１７号）に定める随意契約の手続きにより、委託候補者から見積書を徴取し、予定価格の範囲内であることを確認して契約を締結し、契約書を取り交わすものとする。

イ 本業務の業務委託仕様書は県と委託候補者との協議により作成する。この場合において、委託候補者との協議が整わなかった場合は、次点者と協議を行うものとする。

（2）契約保証金について

委託候補者は、契約保証金として契約額の１００分の５以上の額を、契約締結前に納付しなければならない。

ただし、財務規則第２２９条第１項各号いずれかに該当する場合には、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することがある。

## 8 その他

（1）公募型プロポーザルへ参加に要する経費は全て参加者が負担するものとする。

（2）参加者が県に提出した書類は返却しない。